

個の政治闘争である。即ち今日我々の経率的要求は根本的には政治闘争によらざれば解決出来ない事が明らかである。故に我が總聯盟は積極的に政治闘争に参加する。そしてやゝもすれば、経済闘争と政治闘争とを別個のものとして考へ、政治闘争に對して消極的になり勝ちな大衆をして政治闘争に参加せしむべく教育、訓練しなければならぬ。

しかし乍ら我々の政治闘争はブルジョア政治機構に議員を送つて空擲するための選挙闘争であつてはならない。

最近資本主義の危機がいよゝ切迫するにつれて、社会民主党を初め、所謂無産政黨の内部にファッショ的傾向が顯著に現れて來た。これは階級對階級の闘争の切迫せる状態の下に於いては、社会民主主義者はファッショへ轉向する以外に途のないことを曝露すると共に左右社会民主主義者によつて指導されてゐる現在の無産政黨の無力と非階級の本質を明かに物語るものである。我々は斯るファッショ及び非階級性に對して斷乎として闘はなければならぬ。

現在總聯盟内に於いて無産政黨に加盟してゐる組合員が少くない。我々は今日直ちにこれに對して脱退を要求しないが、今後以上述べた精神に基いて政治部に於いて政治活動に對する具體的方策

を決定した場合は加盟組合及び組合員はこれに従ふ義務を有することは言ふまでもない。

規約

第一章 總 則

- 第一條 本聯盟ハ日本交通労働總聯盟ト稱ス
- 第二條 本聯盟ハ全國ニ於ケル交通運輸産業下ノ労働組合ヲ以テ組織ス
- 第三條 本聯盟ハ行動綱領、運動方針ノ貫徹ヲ以テ目的トス
- 第四條 本聯盟ハ本部ヲ東京ニ置キ二組合以上ノ組織アル地方ニ地方委員會ヲ置ク

第二章 機 關

- 第五條 本聯盟ニ左ノ機關ヲ置ク、一、大會二、中央委員會三、中央常任委員會
- 第六條 大會ハ本聯盟ノ最高機關ニシテ毎年秋期中央常任委員會之ヲ召集ス但シ中央委員會ニ於テ緊急必要アリト認メタル時ハ臨時大會ヲ召集スル事ヲ得